

○議長（高橋伸二君） 決算に係る各部長説明要旨は、お手元に配布のとおりであります。

ただいま議題となっております各号議案についての質疑と、日程第十三、一般質問とを併せて行います。

質疑、質問は、順序に従い許します。三十七番渡辺勝幸君。

〔三十七番 渡辺勝幸君登壇〕

○三十七番（渡辺勝幸君） 議長のお許しを頂き、自由民主党・県民会議を代表して、大綱六点、質問いたします。

大綱一点目、知事の政治姿勢についてお伺いします。

村井知事は、平成十七年に初当選を果たして以来、県民の信頼を得て五期連続の当選を重ね、あれから十九年の月日が経過しました。初当選以来、富県宮城を掲げ、トヨタ自動車東日本の誘致、そして東日本大震災への対応やその後の復興、水産業復興特区、みやぎ発展税の導入、東北医科薬科大学の開設、そして昨年の全国知事会会長就任など、強いリーダーシップとスピード感を持って、時には様々な批判を巻き起こしながらも、宮城県の大きな発展にこれまで取り組んでこられましたことに、改めて敬意を表する次第であります。来年秋に知事は任期満了を迎えることになり、知事の動向いかによっては、来年は宮城県政にとって大きな節目となるのではないかと感じています。残り一年となった現時点において、この十九年間を振り返り、知事御自身どのような所感をお持ちであるか、お伺いいたします。

昨年の九月定例会一般質問において、私は知事に厳しく質問をしたことを思い出します。残念ながら、昨年私が抱いた知事の県政運営についての懸念は、当たってしまったのではないかと思われまます。昨年の県議選は知事の間選挙であり、県民の評価であると申し上げたところ、知事からは「県政運営に対する一つの目安」であるとの答弁を頂きました。結果としては、十月の県議選は、自民党が過半数割れとなり、無所属の議員の御協力を頂き、何とか過半数を確保したということにはなりましたが、県政与党に県民が厳しい判断をしたとのマスコミ論調が多く見られました。また、昨年質問で取り上げた県庁内の知事とのコミュニケーション、そして県庁と県議会のコミュニケーションについては、悪化しているものと感じます。四病院の問題、宿泊税の問題をはじめ、

知事が提案する最近の県政課題については、同様の課題がある他県においては、ここま
で問題になっていないところもあるように感じます。更に、街頭や地域で県民の皆さん
から頂く声は、「村井さん、最近傲慢になっていないか」とか、「次は村井では駄目だ」
という声が、野党支持でない方々から上がっているのもまた事実であります。年内に衆
院選、来年は参院選、仙台市長選をはじめとする首長選挙、そして秋には知事選を迎え
ることになりますが、この一年は宮城県にとっては大きく政治が動く年になるような予
感もいたします。このような中で、知事御自身が来年の県知事選に現時点で出馬を考え
ているのかどうか、お伺いいたします。

次に、仙台医療圏の四病院再編構想について伺います。

仙台赤十字病院と県立がんセンターの統合については、昨年十二月の基本合意締結
から半年が経過したところであります。宮城県、県立病院機構、日本赤十字社に東北大
学を加えた四者で協議を進めていると聞いていますが、県民からはいまだ新病院の姿が
見えない状況であり、仙台市との協議においても、救急の受入れ体制等、新病院の機能
が明らかにならないと、深い議論に至らないようにも感じるところです。現時点におけ
る協議の進捗及び具体的内容、現在の進捗状況を踏まえた病院開設に向けた今後のスケ
ジュールはどのようなようになっているのでしょうか。

次に、東北労災病院と県立精神医療センターの合築について伺います。

精神医療センターの富谷市移転については、反対の声が上がり、県の方針も、民間
精神科病院の誘致を経て、富谷への本院移転、名取へのサテライト設置と変遷してきた
ところです。六月議会では知事から、柔軟かつ多角的に検討するとの表明がありました
が、そもそも現在の精神医療センターは老朽化が激しく、天井が自然に落下してけがを
した方もいるほどであります。入院していらっしゃる患者さんからすれば、環境は病状
の回復に大きく影響するでしょうし、センター勤務の医療従事者の皆様からは、一刻も
早く結論を出してほしいという声が上がっております。そもそもセンターの移転の大義
は、名取市内で用地が確保できない中で早期の建て替えが必要なこと、現在対応でき
ない身体合併症について、総合病院との合築により対応可能とすることの二点であり
ました。課題解決の観点からは、富谷市内で東北労災病院と合築することが最善かもし
れませんが、様々な御意見を踏まえると、まさに柔軟かつ多角的な検討によって状況を

打開することが必要な状況になっており、以下二点伺います。

一点目、サテライト案の代替案として、現時点で具体的にどのような案を考えているのでしょうか。また、仙台市との協議で話題になっている仙台市立病院との連携は、どのように関係してくるのでしょうか。

二点目、労働者健康安全機構との協議の進捗はどうなっているのでしょうか。また、協議が長期化している理由をお聞かせください。

次に、宿泊税に関する県としての見解を伺います。

宿泊税の導入については、今年に入ってから様々な議論が交わされてきたところがあります。我が会派としては、所属議員三十三人の一人ずつの意見を伺いながら、ここ数か月は会派全体でも激論を交わし、また、知事はじめ県当局とも厳しい意見交換を重ねてまいりました。賛成意見もあれば反対意見もあり、正直に申し上げれば、その温度差もまちまちで、三十三者三十三様の様相を呈している状況であります。八月八日には会派として知事に申入れをしたところですが、残念ながら、現時点においては、その申入れ全てを受け入れていただいたとは言えない状況にあると感じます。しかしながら、観光振興の財源を確保し、適切な政策を推進することによって、県内各地の観光地にたくさんの方が訪れるよう、そして交流人口も増えていくことで、宿泊事業者の方々を含め地域経済が活性化し、宮城県が元気になっていくような政治を進めることについては、ほとんどの方が賛同されているものと思いますが、以下三点お伺いいたします。

一点目、今回提案された宿泊税条例について、そもそも今、なぜ宿泊税を導入しなければならぬのか、県としての考え方を伺います。

二点目、納めた宿泊税が観光施策以外に使われるのではないかという懸念が事業者から多く寄せられています。どう考えているのか。また、基金として管理される際の観光施策の定義はどのようにお考えでしょうか。

三点目、知事本人も含めた県による宿泊事業者等への説明会を数多く開催されましたが、県として、県民、そして宿泊・観光事業者等に十分な情報提供と意見聴取を行い、理解と共感を得ることができたと考えていますでしょうか、伺います。

以上三点について、県としての見解をお伺いいたします。なお、現時点における、

議第百十九号議案、宿泊税条例についての我が会派における賛否については、その表明を留保したいと思います。

大綱二点目、地方振興の課題について伺います。

平成の大合併から時がたちました。合併により町村が市となることにより、行財政の効率化、広域のまちづくりが進んだ一方で、中心地から離れた旧町村では少子高齢化が急速に進行し、地域の行政サービスが成り立たなくなっているところも散見されるようになってきました。

今年七月、山形県西川町では、同町内の大井沢郵便局が、町から支所の全ての窓口業務を移管されたということが明らかにされました。同郵便局の局長は、町から副支所長を委嘱され、自治体が郵便局長に公職を委嘱して行政事務全般を委託するのは、全国で初めてとのことであります。町として業務の効率化が迫られる一方で、地域住民の利便性向上を実現することは大きな課題であり、我が県においても全市町村で郵便局と連携を深めることにより、行政サービスの向上を図るべきであると考えますが、県としての見解をお伺いします。

次に、原子力発電所周辺住民の安全対策について伺います。

我が県として従前は、PAZ区域である女川町及び石巻市だけに核燃料税交付金の配分を行い、基礎自治体が安全対策を行ってきたところですが、一方で、原子力災害に備えた防災対策を講じる重点区域の範囲は、震災前は主にEPZ区域とされていましたが、福島事故ではこの範囲を超えて避難等が必要になり、この教訓とIAEAの国際基準も参考にして原子力災害対策指針を制定、半径五キロ以内のPAZ区域、半径五キロから三十キロのUPZ区域を新設、原子力災害対策に係る地域防災計画や避難計画を策定し、避難訓練等を実施することとなりました。

今年度、県議会からの提案及びUPZ内五市町の要望を踏まえ、初めてUPZ市町にも核燃料税交付金の配分が開始されましたが、極めてごく少額にとどまっている状況です。今年四月、我が会派では島根県を視察。島根原発の所在する島根県では、PAZ区域の自治体の交付金配分額を減額することなく、UPZ区域自治体にも手厚い交付金配分を行っています。避難訓練の実施や防災資材の配備等については、今後更に充実強化をしていく必要があり、実際にUPZ区域の訓練等は、ほぼPAZ区域と同様のレベ

ルで実施しており、交付金の偏重は現実の政策にそぐわない数字となっているのではないのでしょうか。女川原発再稼働後の安全を確保するため、UPZ区域の自治体へも財源を配分することで、支援策の強化を必要があると考えますが、県においては今後どのような方針で進めていくか、お伺いいたします。

次に、交通安全施設整備の充実強化促進について伺います。

九月二十日から、令和六年秋の交通安全県民総ぐるみ運動が実施され、期間中の最終日である九月三十日は、交通事故死ゼロを目指す日とされています。私も、仙台市若林区区交通指導隊六郷分隊の隊員として、沖野東小学校前で小学生の交通指導をしますが、一年生は横断歩道を渡る時にしっかりと手を上げて渡っていたり、高学年の子が低学年の子の飛び出しを指導したりと、頼もしく感じております。しかし、昨年宮城県内で発生した人身事故は四千三十三件で、前年と比較して八十四件減少したものの、交通事故死は四十四件発生して四十七人の方が亡くなっており、前年と比較して七件の増加、十人の増加と、発生件数、死者数ともに増加しています。県民の交通安全意識の向上を促進することが最も大切なことだと思いますが、やはり交通安全施設整備の充実強化が必要であり、予算の確保は欠かせません。宮城県内における交通安全施設整備の充実強化についてどのように考えるのか、見解をお伺いします。あわせて、増加する高齢者による事故対策についてお伺いします。

大綱三点目、健康と福祉についてお伺いいたします。

知事はこの四月、全国知事会長として、国民スポーツ大会の「廃止も一つの考え方」と提案をされ、国スポの在り方について、全国的な議論を巻き起こしました。知事の発言は、都道府県が大きな負担をしているという国体への問題提起であると私はポジティブに受け止めるものの、県内のスポーツ関係者からは、スポーツ政策の推進に知事は後ろ向きなのではないかとの懸念も少なからず生じているところです。国スポについての議論は進めていただきながらも、県内のスポーツ政策の推進は喫緊の課題であると同時に、他県に比べ遅れが見られるということも、ぜひ知事には御理解いただきたいと思えます。また、宮城県は、令和四年度の調査によれば、メタボリックシンドロームの該当者と予備軍の割合が全国ワースト三位となっています。また、肥満傾向の子供の割合において、ほぼ全ての年齢で全国平均を上回る数字が出ており、大人も子供も、宮城県

民の肥満傾向が数字でも現れているところです。県民が元気に体を動かす機会を増やすために、県としてスポーツ政策を更に推進する必要があると考えますが、見解をお伺いいたします。

次に、障害者スポーツ政策の推進について伺います。

八月に開催されたパリパラリンピックにおいて我が国は、東京大会を上回る金メダル十四個をはじめ、合計四十一個のメダルを獲得し、日本のパラアスリートの活躍に私も大きな感動を覚えたところであり、本県における障害者スポーツの振興にも更に力を入れていかなければと感じました。

去る五月、一般社団法人宮城県障害者スポーツ協会と富谷市が、更なるパラスポーツの振興拡大に向けて、連携協定を締結しました。都道府県の障害者スポーツ協会が市区町村の行政機関とパラスポーツ振興に関する連携協定を締結するのは、全国で初めての事例とのことです。今後、富谷市を拠点としたパラスポーツ振興における好事例の創出や、課題解決に向けた活動が期待されるところであります。障害者スポーツの振興のため、市町村との連携を更に深めていく必要があると考えますが、県としての見解をお伺いいたします。

次に、インクルーシブ公園の活用について伺います。

身体に障害のある子もない子も誰もが一緒に遊べる遊具として、我が県では、県総合運動公園において、はいはいマウンテン、みんなのサークルツリー、矢本海浜緑地の四連ブランコ、ふわふわドームなどのインクルーシブ遊具が設置されるようになりました。関係各位の御理解を頂きましたことに感謝申し上げますとともに、遊具の更なる活用を進めていただきたいと思います。

インクルーシブ遊具の設置については、障害を持ったお子さんがなかなか公園で遊ぶことが難しいということを、かつて一般質問で取り上げましたが、遊具を設置するだけではなく、実際に活用していただくための仕掛けも重要であると考えます。例えば、障害に理解のある方に公園コーディネーターやプレーワーカーとして参画していただき、子供たちに声掛けをしながらコミュニケーションを促し、インクルーシブ遊具の活用を進めていただくということも一つの考え方であると思います。また、障害を持つ子だけでなく、外国にルーツのある子供たちに参加を促すこともよいのではと考えます。いず

れにしても、先進的なハードの整備を進めていただきましたので、ソフトの面から更なる活用を進めていくことが重要と考えますが、県としての見解を伺います。

今年四月、財務省の財政制度等審議会は、主に介護保険事業を行う社会福祉法人の五割強は、一、二拠点の小規模経営で、大規模経営に比べて経営が厳しく、規模が大きいほど特別養護老人ホーム常勤職員の給与は増加し、生産性も高い傾向にあるとのデータを示し、限られた人材を有効に活用して生産性を向上させるため、社会福祉法人の経営の協働化・大規模化が進むよう、更なる環境整備を行うことを求めました。しかし、大規模経営が進む一方で、地域から福祉施設が消えてしまつてはなりません。県内各地における社会福祉法人も、その多くは小規模経営であり、経営を維持するためには多くの課題があるものと思います。高齢化の進展、人口減少を見据えると、今後、地方で小規模経営をしている社会福祉法人への支援は必要になると同時に、圏域単位での小規模福祉施設同士の連携、また、複数法人間の連携を促進する必要があるのではないのでしょうか。県としての見解を伺います。

次に、医療的ケア児への就園支援についてお伺いいたします。

先日、ある医療的ケア児の保護者の方とお話をする機会がありました。その方は、お子さんの保育園探しに非常に苦労された経験をお持ちで、その方の知り合いの医療的ケア児の保護者の方も、現在保育園探しに非常に苦労されていらつしやるとのことでした。佐賀県では、令和四年度から佐賀県医療的ケア児等就園支援コーディネーターを配置し、こうした課題に取り組んでいると伺っています。我が県としては、医療的ケア児等相談支援センターちるふあを開設し、種々の課題の解決に尽力をしていただいていることに大変心強く思っておりますが、こうした就園支援も含め、今後更にきめ細やかな支援体制を構築していくべきであると考えます。県としての見解を伺います。

次に、働きづらさを抱えた方々への政策支援について伺います。

福岡県就労支援協同組合では、障害者就労支援事業所の横断的な活用による効果を検証するため、日本財団の支援でモデル事業を行っています。宮城県もこのモデル事業に本年度から参画し、NPO法人わたげの会が就労困難者の相談窓口となる事業が開始されていると伺っています。障害者を支援する事業所は今、全国に多数あり、様々な政策支援が進められていますが、一方で、障害者手帳を持っていない、ニートやひきこも

りなど働きづらさを抱えた方々への支援は手薄です。そのような中、近年、我が国では労働力不足が叫ばれ、二〇三〇年には労働力不足が六百四十四万人に達する見込みであり、我が県も含め全国で外国人材の活用が急務となっている状況です。外国人材の活用は必要な施策であるとは思いますが、本来の姿としては、就労困難となっている方々に、働くこと、働き続けることを実現し、喜びを感じてもらえる政策支援が優先的に必要なのではないでしょうか。

本年六月に仙台市が公表した調査によれば、仕事や学校などに行かず、家族以外の人との交流をほとんどしないひきこもり状態の人がいる世帯は、回答者の十世帯に一世帯に上り、現在の状況になってからの期間も、十年以上と答えた方が二七・一%、該当者の四分の一を超えています。また、年齢は五十代が最も多く一八・一%、次に四十代が一七・二%と続いています。高齢化は確実に進んでおり、我が県における働きづらさを抱えた方々への政策支援は喫緊の課題であると感じます。私自身も、こうした課題について地域で多くの要望や相談を頂いており、働くことへの意欲が少しでもある方には、きつかけをつくっていく必要があると感じています。県として、働きづらさを抱えた方々への政策支援について、モデル事業に参画するだけではなく、継続的かつ重層的な支援を進めるべきであると考えますが、見解を伺います。

次に、新型コロナウイルス後遺症患者への対応について伺います。

厚生労働省では、予防接種健康被害救済制度を設け、予防接種と健康被害との因果関係が認定された方を迅速に救済するとしていますが、申請や認定のハードルが高く、スピード感がないのが実態であるとのこと。また、大阪府泉大津市においては、新型コロナウイルスワクチン接種後に副反応などで健康被害を生じ、この予防接種健康被害救済制度の申請をされた方を対象に、申請までにかかった医療費等の費用の一部を、市独自の支援金として支給しているとのこと。宮城県内にも現在、多くの後遺症患者がおり、過日、後遺症患者の会の皆様とお会いし、お話を伺う機会がありました。症状が多岐にわたり、接種との因果関係も明確にならず、受診拒否をされたこともあり、診療難民になっているとのことでありました。どのような場合であっても、体調が悪い、健康状態が損なわれている方に寄り添うことは、保健福祉行政の基本ではないでしょうか。新型コロナウイルスワクチン接種後の副反応等に対応する医療体制、そして相談体制を整備すること

は重要であると考えますが、県としての見解を伺います。

本年一月一日に発生した能登半島地震においては、マグニチュード七・六、最大震度七を観測し、甚大な被害が発生したところであり、今月、石川県では記録的な大雨が発生、多くの皆様がお亡くなりになりました。心より御冥福をお祈り申し上げます。災害は全国各地で頻発していますが、我が県における歯科分野の災害医療について伺います。

中島源陽議員を会長とする宮城県議会歯科医療議員協議会では、宮城県歯科医師会と定期的に意見交換をし、歯と口腔の健康について勉強会を開催していますが、大規模災害が発生した場合に出務する災害医療コーディネーターについて、本県においては歯科医師が参画していません。災害時には、歯周病の悪化や誤嚥性肺炎の発生により病状が悪化するおそれもあるため、他県では災害医療コーディネーターに歯科医師が参画しているとのことです。本県としても大規模災害時の歯科口腔保健等に関する活動を強化する必要があると思いますが、県としての見解をお伺いいたします。

次に、大綱四点目、半導体工場誘致に伴う課題についてお伺いします。

昨年、台湾のPSMCと日本のSBIホールディングスは、半導体工場設立地として、第二仙台北部中核工業団地を選定したと発表。その投資額は宮城県では過去最大の九千億円超とのことで、昨年から富県宮城の新たなステージが始まったものと、大きな期待をしているところであります。しかし、既に台湾の半導体企業が進出して数年が経過している熊本県においては、様々な課題が生じているとのことで、同じような問題が宮城県内にも生じるのではないかと懸念があります。以下三点お伺いします。

一点目、半導体工場には、水資源及び電力が必要とされています。水資源の枯渇のリスクにより、県民の生活に不安を呼び起こしてはなりません。また、同様に、現在電力需要が逼迫しているという報道がなされている中で、巨大な半導体工場の誘致により電力不足が起きることがないのか、現時点での県の見解を伺います。

二点目、新工場には、台湾から数百人規模の技術者が来られると伺っております。半導体工場に限らず、近年は様々な産業で働く外国人材の方々が宮城県で活躍されています。一方で、我が国の伝統や文化、生活のルールを知らないために、各地でトラブルも発生しており、地域では何とかならないかとの相談を受けることもあります。古くか

ら住んでいる方々と新たに生まれた方々でトラブルが起きたり分断を生じさせることのないように、我が国の伝統文化、生活ルールをしっかりとお伝えし、地域と連携をすることが必要です。県の見解を伺います。

三点目、工場の誘致は、道路の大渋滞や住宅需要を生み出します。渋滞解消のための施策、また、市街化調整区域の宅地化についてどのように考えるか、見解を伺います。大綱五点目、一次産業の振興について伺います。

新たな半導体工場の誘致により、地域経済が活性化することは重要なことですが、一方で、農地を守っていくことも、我が県にとっては重要な課題です。今年五月に、農政の憲法と呼ばれている食料・農業・農村基本法が四半世紀ぶりに改正され、我が国の農業は大きな転換点を迎えることになりました。この法改正により、食料安全保障の確保が基本理念と定められ、今後、基本計画の策定により、予算や政策の充実が図られることになるものと期待をします。この夏は一時的に米不足が話題となりましたが、日本人の主食である米をはじめ、食料の自給を確保することは最重要課題であると言っても過言ではありません。基本法の改正により、我が県としてどのような施策に重点を置いていくのか、また、担い手の高齢化等、大きな課題が山積しておりますが、農地の確保のためにどのような展開を持っているのか伺います。

次に、有機農業の推進について伺います。

令和三年に国が策定したみどりの食料システム戦略では、環境負荷を減らした持続可能な農業への転換が打ち出され、有機農業の面積拡大が大きな目標とされました。しかしながら、人手やコストがかかることから、その普及にはまだまだハードルが高いと思われれます。有機農業推進について、県としての見解を伺います。

コストのかかる有機農業を普及させるためには、安定的な供給先が確保されていることが農業者にとっては必須でありますし、環境に調和した食材を消費者が選択するということも大切です。そして、行政としてできることを進めていくことも重要であり、我が県では、第三期みやぎ食と農の県民条例基本計画に基づき、有機農業を推進し、県内の学校給食においては、環境保全米が活用されていると聞いております。有機農産物の学校給食への利用も含めて、更なる支援を進めていくべきと考えますが、県の見解を伺います。

次に、園芸産出額倍増政策について伺います。

令和三年に策定された第三期みやぎ食と農の県民条例基本計画では、園芸の産出額を倍増し、令和十二年に六百七十億円を目指すという積極的な目標を掲げました。しかし、物価高騰、エネルギー価格の上昇を受けて、県内の園芸農家も苦戦しており、倍増という目標達成のためには、更なる支援が必要であると感じております。園芸産出額の倍増に向けて、具体的な現状を数値を含めてお答えいただくとともに、今後の展開について見解を伺います。

宮城県は農業県でもあり水産県でもある、全国でも貴重な一次産業が豊かな県であり、結果として食材王国みやぎが自然に生まれる、恵み豊かなおいしいものがたくさんある、すばらしい県であります。東日本大震災をはじめとする自然災害など、様々な危機はありましたが、それを乗り越え、水産技術総合センターや古川農業試験場、畜産試験場など、宮城県のそれぞれの分野の研究機関が新たな品種を開発するなどして、食材王国みやぎの縁の下の力持ちとして宮城県を支えてきたという歴史があります。しかし近年は、海や山を中心として、自然環境の大きな変化があり、特に気温の変化は、県内の一次産業へ大きな打撃を与えており、農林水産技術の向上による課題解決が求められるところでは、県の一次産業に関する研究機関に対する投資を積極的に進め、予算をしっかりと充てていくべきであると考えますが、県の見解を伺います。

東京都の池袋駅前に設置されている宮城ふるさとプラザについては、この秋頃をめどに、現在の店舗での営業は終了することになっています。宮城県物産振興協会では、後継店舗の設置に向けて検討を進めているとのことであり、規模を縮小した形でリアル店舗の継続営業を模索していると伺っております。今後どのような形で協会が事業を進めるかということもありますが、現在、宮城県では国内・海外への県産品販売促進を様々な事業で行っているところであり、県として、この後継店舗へ何らかの支援を行うとはどうかと考えますが、見解を伺います。

大綱六点目、子供たちの課題について伺います。

まず、県立学校の特別教室へのエアコン整備等についてお伺いいたします。

令和二年七月に、自民党・県民会議、公明党県議団、二十一世紀クラブで、知事に県立学校へのエアコン早期整備を要望、再検討をしていただきました。そのおかげで、

かつての夏とは異なり、教室にはエアコンが配備されるようになり、子供たちの教育環境が改善しました。とりわけ今年のような暑い夏においては、その効果が発揮されたように感じます。しかしながら、今年の夏があまりに暑かったからでしょうか、保護者の方々から寄せられる声としては、「電気代を節約しているのか、エアコンが設置されているのに利用されていない」、「専門学科のある高校なのに、その専門学科の特別教室にエアコンが設置されておらず、体調を崩す生徒がいる」などの課題がまだあるようです。県立学校における普通教室のエアコン利用の現状及び特別教室のエアコン整備の現状と、今後の整備方針についてお伺いいたします。

次に、学びの多様化学校、いわゆる不登校特例校についてお伺いします。

学びの多様化学校は、令和六年現在、十六都道府県に二十五校が設置されており、国は将来的に、不登校特例校への通学を希望する児童生徒が居住地にかかわらずアクセスできるように、全国で三百校設置することを目指すとしています。現在、我が県には三校が設置されておりますが、全国で学びの多様化学校は入学希望者が想定を上回る状況であると報道されています。また、福岡県では令和七年度より、学びの多様化学校を県立高校に一学級設置することが表明されており、年齢を問わず子供たちの学びを確保する動きが広がっています。我が県の学びの多様化学校は、白石市と富谷市に公立の学校があり、仙台市に私立の学校があります。公立の特性上、当該自治体の子供しか通えないのが現状であり、私立の学びの多様化学校に遠くから通っている子供が増えているようです。せっかく先進的な取組を白石と富谷で進めていただいているわけですが、教育機会の確保という観点から見ると、いささかの矛盾を感じます。子供たちの教育機会の確保を図りながら、今まで通っていた学校や進学先など、従来の教育機関との連携を考えればやむを得ないところですが、成果が現れている学びの多様化学校を県内で増やしていくこと、また、遠距離の通学をする子供たちへの支援を進めていくことも必要と考えますが、見解を伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。御清聴いただきまして、誠にありがとうございます。ありがとうございました。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） 渡辺勝幸議員の代表質問にお答えいたします。

その前に、一部訂正させていただきます。先ほど、追加提出議案の説明において、議第三百三十四号議案の任期満了期日を十一月十一日と申し上げましたが、正しくは十月十一日の誤りでございました。訂正いたします。

それでは、答弁いたします。大綱六点ございました。

まず、大綱一点目、知事の政治姿勢についての御質問にお答えいたします。

初めに、知事就任後これまでの所感についてのお尋ねにお答えいたします。

知事就任以来、東日本大震災や新型コロナウイルス感染症、リーマンショックなど、多くの困難がありました。富県宮城を推進し、県民の皆様が安心して暮らしていけるよう、私は、その折々に最善を尽くしてまいりました。特に、自動車産業や高度電子機械産業の集積等による県内総生産十兆円の目標達成に加え、昨年の台湾からの半導体工場誘致の成功は、富県宮城の更なる躍進につながるものと考えており、これまでの県議会をはじめとする関係各位と県民の皆様のご理解・御協力に感謝しているところであります。更に、昨年九月からは、全国知事会会長として、震災時の多大なる御支援に対する御恩返しのお返しで、人口減少等の困難な課題に全国の知事と共に取り組んでおります。引き続き、県民並びに県議会の皆様のご意見をよく伺いながら、新・宮城の将来ビジョンに掲げる将来像の実現を目指して、しっかりと取り組んでまいります。

次に、来年の知事選挙についての御質問にお答えいたします。

私は、常に全体の利益を最優先にして政策判断することが何よりも大切であると考へ、県民全体の利益や東北全体の利益に寄与するかという視点を持った県政運営を心がけております。また、県民の皆様のご理解はもとより、職員との意思疎通、そして県政の車の両輪である議会と執行部が十分に議論を尽くし、最善の解決策を見いだすことが県勢の発展につながるものと信じており、様々な政策について御理解いただけるよう、努力をしております。知事としてこれまで取り組んできた様々な政策が実を結び始めており、また、四病院の再編といった課題が残されておりますので、まずは、私に与えられている来年十一月二十日の五期の任期まで、全身全霊を傾け、その職責を全力で果たしてまいりたいと考えております。

次に、仙台赤十字病院と県立がんセンターの統合に係る協議の進捗と新病院開院ま

でのスケジュールについての御質問にお答えいたします。

仙台赤十字病院と県立がんセンターの統合につきましては、昨年十二月に締結した基本合意に基づき、日本赤十字社、県立病院機構、宮城県のほか、東北大学を加えた四者間で、現在、診療科や病床の機能とともに、救急や周産期、がん医療など新病院の具体的な機能について協議・検討を行いながら、基本構想の策定に取り組んでいるところであり、今後のスケジュールといたしましては、引き続き関係者間で協議を重ね、年内を目途に基本構想を取りまとめ、その後、新病院建設の基本計画の策定に向けて、外来や手術等の診療、病棟、管理運営など部門別ワーキンググループで各部門の機能や規模、運営体制など詳細な検討を行う予定としております。なお、新病院の開院時期についてはありますが、基本合意書においては令和十年度を目途とするとされておりますが、これまでの協議・調整等の状況から、設計・建設工事等の工程を踏まえますと、現時点では、開院までに当初の想定よりも二年程度時間を要する見込みとなっておりますことから、今後、関係者間協議の中で改めて精査の上、丁寧な説明に努めてまいりたいと考えております。

次に、サテライト案の代替案及び仙台市立病院との連携についての御質問にお答えいたします。

県立精神医療センターの移転・建て替えの方向性につきましては、患者や家族などの当事者のほか、センター職員などからこれまでに頂いた様々な御意見も踏まえ、県から提示しております三つのサテライト案にこだわらず、柔軟かつ多角的視点により対応案の検討を進めております。具体的には、本院及びサテライトの規模や機能の見直しのほか、富谷市に段階的に本院機能を移行する案や、本院の機能を名取市に設置した上で、県北部の患者の精神科医療にも対応する形など、様々な対応案を検討しております。なお、いずれにいたしましても、今後、高齢化に伴い増加が予想される身体合併症への対応は、精神科救急をはじめとした政策医療上の大きな課題であり、仮に名取市内に本院機能を整備するとした場合には、精神医療センター単独での機能強化とともに、仙台市立病院など精神科病床を有する一般病院との一層の連携強化が不可欠となると考えております。県といたしましては、身体合併症への対応力向上に向けた仙台市立病院との連携強化の可能性について、仙台市との協議を継続するとともに、精神医療センターの移

転・建て替えの方向性に関し、関係者の皆様からも御意見を伺いながら、更に検討を重ねてまいりたいと考えております。かなり施設が古くなっておりますので、できるだけ急ぎたいというふうに思っております。

次に、労働者健康安全機構との協議の進捗についての御質問にお答えいたします。

県立精神医療センターと東北労災病院の富谷市への移転・合築については、昨年二月に取り交わしました協議確認書に基づき、政策医療の課題解決に向けて、労働者健康安全機構と協議を継続しております。また、県では現在、労働者健康安全機構の意向も確認しながら、精神医療センターの移転・建て替えの方向性について検討しているところであり、その状況を踏まえて、両病院の診療連携の在り方などを改めて協議してまいりたいと考えております。なお、当初の予定と比べて協議が長期化しております理由といたしましては、精神医療センターの移転・建て替えの検討が継続していることに加えまして、労働者健康安全機構におきましても、東北労災病院をはじめ、労災病院グループ全体の現在の経営状況を踏まえながら、将来の病院経営の見通しなど、様々な視点から慎重に検討を重ねているためと認識しております。県といたしましては、精神医療センターの移転・建て替えの方向性について検討を進めるとともに、労働者健康安全機構における検討状況につきましても随時確認しながら、基本合意締結に向け、引き続き協議を重ねてまいりたいと考えております。

次に、宿泊税を導入する必要性についての御質問にお答えいたします。

我が県の観光の将来を考えた場合、私が考える懸念は大きく三点ございます。一点目は、国内人口が急激に減少する中で、我が県でも二〇五〇年までに約五十万人の減少が見込まれており、県内旅行者に頼った観光では、交流人口や観光消費額の減少、ひいては地域の衰退につながるおそれがあります。二点目は、外国人観光客が東京、京都、大阪などをめぐる広域の観光周遊ルート、いわゆるゴールデンルートと言われる地域では、宿泊税も導入しながら更なる誘客促進に取り組んでおり、インバウンドの我が県の全国シェアが〇・五%にとどまる中、ゴールデンルートへの一極集中が一層進んでいくおそれがあります。三点目は、全国各地でも国内交流拡大やインバウンドの誘客促進に向けた取組を強化しており、東北のゲートウエーとしての役割を担っている我が県も、これまで以上の取組を行わなければ、他の地域から後れを取ることになり、その結果、

東北全体も含め、交流人口の縮小を招くことにつながってしまうおそれがあります。これらの懸念に加えて、我が県の観光の現状では、県全体に占める仙台圏域の宿泊者数の割合が、震災前は六割台であったところ、現在は約八割になるなど、仙台圏への一極集中が進んでおります。現在、仙台市においては、宿泊税を活用した更なる誘客を推進する方向であり、他地域との格差がますます拡大するおそれがあります。このような懸念を払拭するためにも、宿泊税を活用した取組を展開し、インバウンド需要の更なる取り込み等を図ることが必要であり、仙台市と一体となつて、仙台市を含む我が県への誘客を強力に推し進め、更に県内全域に送客する取組が今まさに必要不可欠であると考え、今議会に宿泊税条例議案を提案した次第でございます。

次に、宿泊税が観光施策以外に使われるといった懸念と観光施策の定義についての御質問にお答えいたします。

法定外目的税である宿泊税は、その用途の明確化、透明性を確保することが大変重要であると考えております。このため、宿泊税については、県議会や宿泊事業者からの御意見も踏まえ、基金を設置して税収を管理するとともに、観光振興施策のみに充当し、一般財源と切り分けて活用していくこととしており、用途の見える化を徹底してまいります。充当施策については、東北のゲートウエーとしての役割の発揮、インバウンド需要の取り込み、物価高や人手不足等により宿泊事業者が置かれている厳しい経営環境への対応などの方針の下、現時点では四つの取組の柱立てを行いました。具体的には、地域資源を生かした宮城ならではの観光コンテンツの造成、磨き上げといった魅力ある観光資源の創出や、喫緊の課題である人手不足対策といった観光産業の活性化、国内外から我が県に訪れた方々が安心して快適に過ごしていただけるような観光客受入れ環境整備の充実、更には閑散期の誘客や長期滞在促進、インバウンド誘客に向けた国内外との交流拡大の促進に係る施策に充当し、持続可能な観光地域づくりに取り組んでまいります。

次に、県として十分な情報提供と意見聴取を行い、理解と共感を得ることができたかについての御質問にお答えいたします。

昨年十二月以降、延べ二百十四事業者に対する個別訪問を実施してきたほか、みやぎ観光振興会議全体会議と圏域会議を計十六回、更に地域単位での宿泊事業者との意見

交換等を計二十八回開催し、可能な限り情報提供と丁寧な意見聴取に努めてまいりました。その中では、宿泊税導入による観光振興の充実に対する期待とともに、宿泊事業者の皆様への御不安や御懸念の声も多く頂戴したところであり、こうした声にしっかりと耳を傾け、同じく導入を目指す仙台市とも十分な調整を図りながら、制度の見直しと充当施策のブラッシュアップを行ってまいりました。また、今月十二日の県民説明会では、私から直接県民の皆様へ説明し、大変貴重な御意見を頂戴したところであります。こうした一連の対話を通じ、皆様の理解と共感は一定程度頂けたものと考えておりますが、依然、御不安や御懸念をお持ちの宿泊事業者の方がいるものと承知しております。引き続き、地域や業界の抱える課題に真摯に向き合い、宿泊事業者の皆様への気持ちにしっかりと寄り添いながら、宿泊税が導入されてよかつたと思っただけのように、一体となって宮城の観光の将来を築いてまいります。

次に、大綱二点目、地方振興の課題についての御質問のうち、県内市町村と郵便局の連携についてのお尋ねにお答えいたします。

現在、県内全市町村では、日本郵便株式会社と包括連携協定を締結し、郵便局に地域見守り活動等の役割を委ねているほか、一部の市町村では、戸籍謄本の引渡し等やマイナンバーカードの申請サポート業務等について委託をしております。来年度以降、マイナンバーカードの署名用電子証明書等の更新件数が急増することも見据え、県では市町村のニーズ調査等を行ってきたほか、日本郵便と連携し、市町村向けにマイナンバーカード関連事務の郵便局委託に関する研修会を先月開催するなどして、郵便局への業務委託の促進に努めてまいりました。県としては、郵便局への業務委託は、行政サービスの向上のほか、業務の効率化や市町村職員の負担軽減にもつながる有用な手段の一つであると考えていることから、引き続き、日本郵便と連携し、市町村への働きかけを積極的に行ってまいります。

次に、大綱三点目、健康と福祉についての御質問にお答えいたします。

初めに、スポーツ政策の推進についてのお尋ねにお答えいたします。

さきのパリオリンピックでは、我が県ゆかりの選手が活躍し、県民に勇気と感動を与えるなど、スポーツの持つ力は非常に大きく、スポーツの振興を図っていくことは大変重要であると考えております。こうした認識の下、県では、アイスリンク仙台の再開

や、東京二〇二〇オリンピック大会の県内開催、ツール・ド・東北やクイーンズ駅伝などの大規模スポーツイベントの支援、プロスポーツの振興などに取り組んでまいりました。また、競技力向上とアスリートの育成に加え、スポーツによる健康増進として、親子でオリンピックと一緒にスポーツの魅力や楽しさを実感してもらう機会の創出や、誰もが地域でスポーツを楽しめるよう、総合型地域スポーツクラブの県内全市町村への設置などに鋭意取り組んでいるところであります。県といたしましては、肥満傾向にある県民がスポーツを通じて健康増進を図ることができるよう、関係団体との連携を強化し、誰もが身近にスポーツを楽しめる環境づくりに取り組んでまいります。

次に、障害者スポーツの振興における市町村との連携についての御質問にお答えいたします。

障害者スポーツは、障害のある方の自己実現や社会参加の促進などに加えて、障害のある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向けた非常に重要な活動であり、先日のパリパラリンピックにおける選手の活躍は、多くの県民に勇気と希望を与えました。県ではこれまで、市町と連携して県北・県南二か所で障がい者ボッチャ大会を開催しているほか、指導員の養成、全国大会への派遣などを通じた障害者スポーツ人口の拡大と、競技力向上に取り組んでまいりました。県といたしましては、このたびの富谷市の先駆的な取組を支援しながら、引き続き、県障害者スポーツ協会や市町村と連携を深め、障害のある方が県内各地域の身近な場所で気軽にスポーツを楽しむことができる機会を創出するなど、障害者スポーツの普及促進に努めてまいります。

次に、働きづらさを抱えた方々への支援についての御質問にお答えいたします。

令和四年度の内閣府調査では、趣味の用事で外出するほかは六か月以上家庭にとどまっている、いわゆる広義のひきこもり状態にある方が県内に約二万八千人いると推定されており、こうした働きづらさを抱えた方々に対して支援を行うことは大変重要であると考えております。そのため県では、今年度から日本財団と連携したモデル事業を開始し、働きづらさを抱えた方々に、支援体制が充実している障害者総合支援法上の障害者就労支援施設において、就労訓練ができる機会を提供するとともに、就労困難者と受入れ施設のマッチングを行うマネジメントセンターを設置し、一般就労に向けた支援を行っているところであります。県としては、本モデル事業の効果的な実施に努めると

もに、ひきこもり地域支援センターや地域若者サポートステーションなどの関係機関・団体と連携しながら、働きづらさを抱えた方々へのきめ細かな支援を継続してまいります。

次に、災害医療コーディネーターへの歯科医師の参画を含めた、歯科口腔保健の強化についての御質問にお答えいたします。

災害医療コーディネーターは、平時においては災害時の医療体制構築への助言や支援を行うとともに、災害発生時には情報収集・分析や対応策の立案、人的及び物的支援の調整など多岐にわたる業務に、急性期から慢性期に至るまで幅広く対応いただくため、県内の医師に御就任いただいております。歯科口腔保健等に関する活動については、災害発生時に県が設置する保健医療調整本部の歯科医療救護班として、県が歯科医師会に歯科医師の派遣を要請し、避難所等での応急処置や、誤嚥性肺炎予防のための口腔ケアなどに取り組んでいただくこととしております。県といたしましては、今後の大規模災害時の口腔保健活動に、より迅速かつ的確に対応できるよう、歯科医師会等と災害医療コーディネーターへの歯科医師の参画に向けた調整を進めるとともに、被災者の健康維持を図るための体制強化について、引き続き検討してまいりたいと思っております。前向きに検討してまいりたいと思っております。

次に、大綱五点目、一次産業の振興についての御質問にお答えいたします。

初めに、食料安全保障の確保を図るために重点を置く施策と、農地の確保についてのお尋ねにお答えいたします。

今年五月に改正された食料・農業・農村基本法において基本理念とされた、食料安全保障の確保に向けては、海外依存度の高い品目である小麦や大豆、加工・業務用野菜等の国内生産の増大、肥料・農薬等の生産資材の確保とともに、農地を優良な形で保全・確保していくことが必要であると認識しております。我が県は、食料供給県として、これまでも農地整備の推進や需要に応じた米の生産、水田フル活用による麦類、大豆などの産地づくり、園芸作物のサプライチェーン構築のほか、担い手の確保・育成と農地利用の効率化を進めてきたところであります。県といたしましては、引き続き、市町村と連携し優良農地の確保を図りながら、今年度中に策定されます食料・農業・農村基本計画に基づき、今後国から出される各種施策も積極的に活用し、食料安全保障の確保に

寄与できるよう、しっかりと取り組んでまいります。

次に、有機農業推進についての御質問にお答えいたします。

県では、令和三年三月に改定したみやぎの有機農業推進計画において、令和十二年度までに県内の有機JAS取組面積を五百ヘクタールに拡大することとしております。この目標を達成するため、県では、農作業の省力化につながる機械等の導入支援や新規生産者等へのアドバイザー派遣、有機JAS認証取得費用の助成、環境保全型農業直接支払交付金を活用した支援等を行っております。また、国のみどりの食料システム戦略を踏まえ、令和五年三月に策定した宮城県みどりの食料システム戦略推進ビジョンにおいても、環境負荷低減の取組を推進する中で、有機農業を重要な取組として位置づけております。県といたしましては、今後国において拡充が見込まれる、みどりの食料システム戦略関連事業も積極的に活用しながら、更なる有機農業の普及拡大に努めてまいります。

次に、農林水産業に関する県試験研究機関についての御質問にお答えいたします。

近年、気候変動に伴う気温や海水温の上昇などにより、生産現場に様々な課題が生じており、その解決に向けて、試験研究機関への期待がより一層高まっているものと認識しております。このため、農業分野では、水稻の高温登熟性に優れる品種の早期育成や、暖冬で開花が早まった果樹の凍霜害軽減技術、牧草の耐暑性品種の選定と栽培技術の開発等の取組を進めているところであります。水産業分野では、高温耐性を有するワカメの育種等を進めているほか、今般、水産技術総合センター内に整備した閉鎖循環式陸上養殖研究施設を活用し、海洋環境の影響を受けない養殖技術の開発を行うこととしております。県といたしましては、引き続き、我が県農林水産業の持続的発展を図るため、必要な予算をしっかりと措置し、気候変動に対応した生産技術の向上・高度化に向けて、積極的に取り組んでまいります。

次に、宮城県物産振興協会に対する支援についての御質問にお答えいたします。

宮城ふるさとプラザの運営を委託している公益社団法人宮城県物産振興協会では、当該店舗の閉店を受けて、独自に後継店舗の開設に向けた検討を進めていると承知しております。県では、今年度開催した首都圏アンテナショップ在り方検討懇話会の意見を踏まえ、県内食品製造事業者の経営力・営業力などの地力の向上や販路の拡大を目指し、

商品づくり支援や首都圏及び関西等における販売機会の拡大など、各種県産品販売支援事業の実施について、具体的な検討を進めているところであります。県といたしましては、新しく店舗が設置された場合は、一部事業の委託なども含め、その機能に応じて、必要な連携を検討してまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 総務部長小野寺邦貢君。

〔総務部長 小野寺邦貢君登壇〕

○総務部長（小野寺邦貢君） 大綱六点目、子供たちの課題についての御質問のうち、私立の学びの多様化学校に遠距離通学する児童への支援についてのお尋ねにお答えいたします。

私立学校の教育費負担軽減については、全国知事会を通じて、国の支援の充実を求めてきたところであり、引き続き、その実現を強く働きかけてまいります。これと並行して、御指摘のありました遠距離通学への支援については、実情を踏まえ、関係者の意見をよく伺いながら、望ましい方策を探ってまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 企画部長武者光明君。

〔企画部長 武者光明君登壇〕

○企画部長（武者光明君） 大綱二点目、地方振興の課題についての御質問のうち、女川原子力発電所UPZ内自治体への支援についてのお尋ねにお答えいたします。

原子力発電所周辺地域における安全確保については大変重要であると認識しており、県としましては、PAZとともに、UPZにおける原子力防災対策に取り組んでまいりました。我が県においては、御提案のありました島根県と比べ、核燃料税の税収が少なく、また、避難道路の整備などの県事業に当該税収を充てなければならない状況にあります。しかし、そのような中でも、UPZ五市町からの要望や県議会での御提案を踏まえ、国の財政支援を補完するものとして、今年度から五市町に対して核燃料税交付金を交付することにしたものです。現在、五市町に対して今年度の具体的な事業について伺うとともに、来年度の安全対策の財政需要額について照会しているところであります。今後ともPAZ・UPZの関係市町の実情を丁寧にかきながら、原子力行政を取り巻く

情勢や再稼働後の状況の変化に応じて、財政支援の在り方を検討したいと考えております。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 保健福祉部長志賀慎治君。

〔保健福祉部長 志賀慎治君登壇〕

○保健福祉部長（志賀慎治君） 大綱三点目、健康と福祉についての御質問のうち、小規模な社会福祉法人の連携促進についてのお尋ねにお答えいたします。

地域福祉の重要な担い手である社会福祉法人が、少子高齢化などの人口動態の変化や複雑化・深刻化する福祉ニーズに的確に対応し、福祉サービスを持続的に提供していくためには、法人間の連携を促進することが必要になると認識しております。国においては、社会福祉法人間の協働化や大規模化による経営基盤強化を図るため、社会福祉連携推進法人制度や、小規模法人のネットワーク化による協働推進事業を創設し、法人等の自主的な判断による連携・協働しやすい環境整備や、複数の小規模法人が参画するネットワーク構築などを推進しているところです。県といたしましては、県内の社会福祉法人に対し、これらの制度の活用を促すことなどにより、法人間の連携を支援してまいります。

次に、医療的ケア児への就園支援についての御質問にお答えいたします。

医療的ケア児とその御家族にとって、保育所等への入所は、本人の健やかな成長と保護者の離職防止などのためにも大変重要であると認識しております。県では、医療的ケア児等相談支援センターちるふあにおいて、保育所等への入所を希望する御家族からの個別相談にも対応しているほか、保育所等における人材育成や医療的ケア児の受入れガイドラインの策定など、市町村の体制整備に向けた支援も行っております。県といたしましては、現在実施している医療的ケア児の実態調査の結果について関係者間で情報共有し、県内どの地域においても医療的ケア児の保育所等への入所が可能となるよう、市町村などと連携して取り組んでまいります。また、国の制度等を活用しながら、看護師の配置や保育士の技術研修の実施等による受入れ体制の整備を図るとともに、身近な地域で御家族からの相談にきめ細やかに対応できるよう、支援体制の更なる充実について検討してまいります。

次に、新型コロナウイルス接種後の副反応等に対応する医療体制、相談体制についての御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス接種後に副反応が疑われる症状が出たときには、まずはかかりつけ医など身近な医療機関を受診していただき、当該医療機関において専門的な対応が必要であると判断される場合には、県で定める医療機関に相談・紹介できるような医療体制の整備を行っております。また、県民からの相談対応については、県の担当課において随時行っているほか、県ホームページにおいて、医療体制の流れや相談窓口、国の予防接種健康被害救済制度等の副反応に関する情報提供を行っております。県といたしましては、引き続き、新型コロナウイルス接種後の副反応等に対応する医療・相談体制の提供など、丁寧な取組の推進に努めてまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 経済商工観光部長梶村和秀君。

〔経済商工観光部長 梶村和秀君登壇〕

○経済商工観光部長（梶村和秀君） 大綱四点目、半導体工場誘致に伴う課題についての御質問のうち、水資源の枯渇や電力不足に対する懸念についてのお尋ねにお答えいたします。

国内における半導体生産拠点の整備が急速に進む中、地域によっては、水資源の枯渇や電力不足を心配する声があることは承知しております。現在我が県において建設が予定されている半導体工場については、事業主体であるJSMCホールディングスと建設事業者が中心となり、操業に必要な工業用水や水道用水、電力などの使用量について、県や関係機関と協議を重ねているところでございます。現時点での事業計画においては、操業後も工業用水及び電力の供給能力には十分な余力があるほか、水道用水についても、今後の需要見通しを踏まえた県民生活に必要な量が、事業用とは別に確保されていることを確認しており、工場立地に伴う県民生活への影響は生じないものと認識しております。県といたしましては、同社の将来的な工場拡張の見通しも丁寧に向いながら、水資源及び電力の供給について、県民生活に支障を来すことのないよう、一層配慮してまいります。

次に、伝統文化や生活ルールの周知と地域連携についての御質問にお答えいたしま

す。

今後、県内在住の外国人が増加していくことが確実視されている中で、外国人との共生を図っていく上では、外国人の方にも伝統文化や生活ルールへの理解を深めていただくことが重要であると認識しております。県ではこれまで、県国際化協会と連携して、餅つきや着物の着つけ、七夕飾りや稲刈りなどの体験事業を実施し、我が国文化の理解促進に積極的に取り組んでまいりました。また、多言語による生活情報については、昨年度、目標としていた県内全市町村における情報提供を達成したところであり、ごみの出し方や生活マナーなどを多言語で提供し、外国人にも生活ルールを守っていただけるよう、啓発に取り組んでいるところです。これらの取組に加えて、今後、半導体工場建設の進捗に伴い増えていく台湾の方々に向けて、台湾華語に対応した日本での生活マニュアルや防災ハンドブックを今年度中に一万部作成し、我が国の生活ルールを適切にお伝えしていくこととしております。県といたしましては、今般の半導体工場の誘致を契機として、改めて、伝統文化に触れ合う機会をつくっていくとともに、市町村や市民団体の皆様などと連携しながら、国籍を問わず誰もが暮らしやすい多文化共生社会の実現に向けて、しっかりと取り組んでまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 農政部長橋本和博君。

〔農政部長 橋本和博君登壇〕

○農政部長（橋本和博君） 大綱五点目、一次産業の振興についての御質問のうち、有機農産物の安定した供給先の確保や消費者に選択されるための更なる支援についてのお尋ねにお答えいたします。

有機農業の普及拡大に当たっては、安定した販路の確保や消費者等の理解促進が重要と認識しております。県内では、関係機関の連携により、環境保全米が県内三十一市町村の学校給食に提供されており、更に今年度からは、新たに地域ぐるみで有機農業産地づくりを進め、オーガニックビレッジ宣言を目指す市町のうち二市が、有機農産物を学校給食に利用することで、地域内での販路確保や理解促進につながる計画としております。県といたしましては、他の市町村に対してもこの取組の周知を図り、学校給食における有機農産物の利用促進を働きかけるとともに、生産現場をめぐるバスツアーや直

売所などでのPRキャンペーン等を通じ、消費者の理解醸成を図ることで、有機農業の推進に努めてまいります。

次に、園芸産出額倍増についての御質問にお答えいたします。

県では、第三期みやぎ食と農の県民条例基本計画において、園芸産出額を倍増する目標を掲げておりますが、計画策定時には想定できなかったコロナ禍の長期化や資材価格高騰の影響、自然災害の発生などにより、令和四年の園芸産出額は三百十九億円にとどまっております。一方で、施設園芸では、高度な環境制御技術の導入が進み、国内最大級の規模を誇るレタス施設や新規就農者によるイチゴ施設など、約十四ヘクタールの園芸施設が新たに整備されています。また、水田等を活用した露地園芸では、実需者と結びついたポテトチップス用バレイショや、サツマイモなど五品目の栽培面積が約二百ヘクタールに倍増しており、これらの生産が軌道に乗ることで、園芸産出額を約三十八億円押し上げるものと見込んでおります。県といたしましては、今後も園芸産出額六百七十億円の目標達成に向け、これまでの取組に加え、新たな品目によるサプライチェーンの構築や、みやぎ大規模施設園芸立地奨励金による新規参入促進に力を入れていくほか、エネルギーやコストを低減する施設の導入に適した国庫事業の活用支援なども行いながら、収益性の高いもうける農業の実現に取り組んでまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 土木部長千葉衛君。

〔土木部長 千葉 衛君登壇〕

○土木部長（千葉 衛君） 大綱三点目、健康と福祉についての御質問のうち、インクルーシブ公園の更なる活用についてのお尋ねにお答えいたします。

県では、障害の有無にかかわらず子供たちが一緒に遊べる環境づくりは、共生社会の実現に向けた取組として重要であると考えており、これまで県総合運動公園及び矢本海浜緑地において、インクルーシブ遊具の整備を順次行ってまいりました。現在、インクルーシブ遊具を広く周知するため、周辺自治体と連携し、遊具を紹介するリーフレットを児童館や児童クラブ等に設置していただくとともに、宮城県障害者スポーツ協会などの福祉団体から、遊具の活用に向けた助言を受けるなど、認知度向上に努めているところです。県といたしましては、今後とも、教育・福祉に関わる団体等の御意見も伺

いながら、プレーリーダーの配置など、全国における先進的な事例も参考に、インクルーシブ遊具の更なる利活用に向け、積極的に取り組んでまいります。

次に、大綱四点目、半導体工場誘致に伴う課題についての御質問のうち、渋滞解消の施策と市街化調整区域における宅地化への対応についてのお尋ねにお答えいたします。半導体工場の立地は、富県宮城の実現に大きく寄与するものであり、道路機能の更なる充実強化や、工場に従事する技術者等の住宅確保が重要であると認識しております。このため、現在、工業団地へのアクセス道路となる都市計画道路北四番丁大衡線吉岡・大衡工区の整備や、県道仙台三本木線落合工区の四車線化の早期供用に向け、予算の確保や重点的な配分について国に要望するとともに、工場稼働後の通勤等による人流、資材・製品の搬出入等の物流の見込みについて、JSMCと意見交換を行いながら、効果的な渋滞対策について検討を進めているところです。また、市街化調整区域では、地域経済の活力維持を目的とした開発であるなど、相当の理由がある場合に限り、宅地化も含め、市町村が定める地区計画を活用した開発が認められるものとなっております。現在、市町村の意向を確認しながら調整を進めているところです。県といたしましては、地元市町村と連携しながら、工場立地に伴う渋滞対策に取り組むとともに、市街化調整区域における宅地化について、都市計画法に基づいた適切な運用が図られるよう、指導・助言してまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 教育委員会教育長佐藤靖彦君。

〔教育委員会教育長 佐藤靖彦君登壇〕

○教育委員会教育長（佐藤靖彦君） 大綱六点目、子供たちの課題についての御質問のうち、県立学校へのエアコン整備等についてのお尋ねにお答えいたします。

学校におけるエアコンの使用に当たっては、生徒の体調管理等に配慮し、温度や湿度、生徒の健康状態などを踏まえ、各学校の地図帳に応じて適切に使用することとしておりますが、学校内の一部で取扱いに差があるのではないかなどの御意見も伺っているところです。県教育委員会といたしましては、近年の猛暑の中、学校において適切な使用がなされるよう、引き続き働きかけてまいります。また、特別教室へのエアコン整備については、中学校、特別支援学校においては、ほぼ整備が完了しておりますが、県立

高校に関しましては、全体のおおよそ五割の整備状況となっております。県教育委員会といたしましては、児童生徒が良好な学習環境で学校生活を送ることができるよう、特別教室の利用形態や頻度などを踏まえ、各学校の意向も十分に確認しながら、着実に整備を進めてまいります。

次に、学びの多様化学校の設置数の増加についての御質問にお答えいたします。

学校に登校していない児童生徒への支援については、個々の児童生徒の状況に応じた、多様な学びの場を確保することが重要であると考えております。白石市と富谷市において設置されている学びの多様化学校では、これまで学校に登校していなかった児童生徒が安心して学校生活を送り、意欲的に学んでいるとともに、卒業した生徒は志望校への進学を実現するなど、着実に成果を上げているものと認識しております。県教育委員会といたしましては、学びの多様化学校と関係自治体による会議を定期的開催し、各校の成果と課題を共有するとともに、その内容を市町村教育委員会に広く周知するなど、児童生徒の多様な学びの場の確保につながるよう、設置を促してまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 警察本部長細田正君。

〔警察本部長 細田 正君登壇〕

○警察本部長（細田 正君） 大綱二点目、地域振興の課題についての御質問のうち、交通安全施設整備の充実強化と高齢者による事故対策についてのお尋ねにお答えいたします。

県警察では、これまでも交通安全施設の整備を推進してきたところ、具体的には、老朽化対策として信号制御機の更新や信号灯器のLED化のほか、防災・減災対策として信号機電源付加装置の追加整備、更には、令和二年からバリアフリー対策として歩行者支援装置の新設などを行ってまいりました。引き続き、必要な予算を確保し、交通安全施設の整備に努めてまいります。また、高齢運転者による交通事故防止対策については、安全運転相談や頻繁に交通事故を起こす高齢者への個別指導を通じた支援の充実・強化を図っております。更に、高齢者が死傷する交通事故を防止するため、歩行中などに反射材やライトの活用を呼びかけるなど、高齢者が被害に遭わない活動を推進しているとあります。今後とも、関係機関・団体と連携し、交通事故防止対策に総合的

に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 三十七番渡辺勝幸君。

○三十七番（渡辺勝幸君） ありがとうございます。いろいろ伺いたいことがたくさんありますが、四分しかありませんので、再質問したいと思います。

大綱一点目の知事の政治姿勢についてなのですが、先ほどは、まず来年の県知事選には任期満了までという御答弁でございましたが、ちよつと現在のような、宿泊税、四病院も含めて、県政運営では大変厳しい結果が出るのではないかなというふうにも感じますし、出馬されないということであるならば、やはり富県宮城、村井県政をしつかりと継承していただく方を選んでいかなきゃいけないというふうに思っております。一年後か五年後か分かりませんが、いつか終わりが来るわけでございまして、有終の美を飾るためには、やはり知事御自身、よく終活をお考えいただきたいなというふうに思っております。知事が初当選を果たされたのは四十五歳のときということで、私もよく覚えておりますが、大変フレッシュな村井県政がスタートするというところで、非常に大きな期待と、これからすごい県政が開かれるなど期待をしていたわけでございますけれども、私は現在四十九歳でございまして、私も知事適齢期なんじゃないかな。ただ、ある先輩からは「ちよつと勝幸君では知名度ないから、村井知事には勝てないんじゃないかな」と言われたりもしたのですが、しかしですね、何を言いたいかというと、周りを見渡してみると、後ろは振り返りませんが、誰と目が合うか分かりませんので、五十代であつても六十代であつても七十代でも、まあ八十代だと知事は厳しいかもしれません、すばらしい方、右の席も左の席もたくさんおられると思いますし、若手でもすばらしい方がそろっていると思います。また、国会議員の経験されている方も、国の公務員の方、県の公務員の方でも、非常にすばらしいなあという方がたくさんいらつしやつて、知事にふさわしい方つて、宮城県、人材豊富なので、たくさんいらつしやるのではないかなと思うわけでございますが、来年の知事選について対応未定というところでございますので、それ以上突っ込みませんが、知事会長もされて、たくさんさんの知事を見ておられる村井知事から見て、後継知事までは言いませんけれども、知事にふさわしい方、どういう方がふさわしいかということをぜひ、率直にお聞かせいた

だきたいと思えます。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） まさに渡辺勝幸さんのような方だというふうに思っております。

○議長（高橋伸二君） 三十七番渡辺勝幸君。

○三十七番（渡辺勝幸君） それでは、残りですが、宿泊税について伺います。

宿泊税については丁寧な説明を求めてきましたし、我が会派からは、県民に理解と共感を得ることを申入れ内容の一番目に入れてまいりました。知事本人も三時間にわたって、この前、十二日に説明されましたけれども、やはり最初のボタンをかけ違えてしまったなというのを今回非常に感じております。個別に我々も話を伺ってきましたけれども、宿泊税に賛成という事業者の方からも、「県は以前から観光施策の立案の際に我々の意見を聞いてくれない」という声が非常にありました。話を聞く力——聞く力というのは岸田総理もおっしゃっていますけれども、非常に重要だと思っております。聞く力と言つても、聞くときに、コントロールする目的で結論ありきで聞いてしまつては、やはり話を聞いたことにならないのではないかとということをお聞きに感じております。初めからやはり一緒に事業をつくり上げていくプロセス、これが非常に大事だったのではないかなど。結論を初めから持つて説明してしまつたことが間違いの始まりだったのではないかなと思っております。改めて、時間がなくなりました、知事は理解と共感を得られたものとお考えでしょうか、お伺いします。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 私はあまり前に出ないで、職員が一生懸命前に出て頑張つてくれました。ただ、そういう御評価があることは事実だというふうに思つて、これは真摯に反省をしなければならぬと思っております。まず何をやるにしても、やはり県の考え方、方針というものをある程度お示ししなければ議論もできないだろうということ、そういう方針を示したわけですが、最初に税金ありきではないかということ、そういう捉え方になつてしまつたということでございます。やはり先ほど言ったように、この税の必要性というのは、ゴールデンルートに人が集まっているということ、そしてこれから急激に人口が減っていく中で、県内のお客さんだけではもう急激にお客さんが減つてしまうということ、やはり宮城は東北のゲートウエーであるということ、そ

うようなことから、そしてまた、仙台市にどんどんお客さんが集まってくるような現状になってしまっているということからですね、これを、空港や仙台駅に降りた方をできるだけ沿岸部の、あるいは内陸のほうにお客さんを導いていく、もちろん仙台市に泊まっていたいただいた後ということで結構なんですけれども、そういうようなことで、どうすればよいでしょうかということから議論をスタートしたほうが、確かに話は分かりやすかったかなと。その結果、どうしてもこういうことが必要だと。ならば財源がこれくらい必要だというような組立て方というものがあつたのではないかなというふうに思っております。しかし、いずれにしても、財源が今非常に県も財政的には余裕がないということ、今、五億円財源を確保して、そして国からのいろんな補助事業などを足し合わせて十億円ぐらいの観光の事業をやっているのですが、これ以上のことをやはりやるとなると、一般財源をどこか削らなければいけないと。なかなかそういったようなこともありませんし、今後、人件費が急激に上がってくるということもあると、ますます財政的には余裕がなくなってしまうので、そういうことから、今回はぜひ御協力を頂きたいということで、議会に提案させていただきました。議会の、今回、自由民主党・県民会議として、まだ意思決定はできないという、厳しい、質問の中のお言葉がございました。そういったことで、この議会中に一人でも多くの議員の皆様にご理解を得られるように、努力をしてまいりたいというふうに思っております。